

日本の グリーンボンドガイドライン

環境金融政策の全体的イメージと個別施策

- ✓ 機関投資家を中心としたインベストメントチェーンの各主体がESG行動を起こす上で参考となる考え方を整理した解説書のとりまとめ、発信（ESG検討会）

機関投資家 金融機関



- ✓ 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の運営支援を通じた金融機関の意識向上と取組推進
- ✓ 利子補給事業により環境経営に積極的な企業に対する環境格付融資を促進
- ✓ エコリース事業によりリースによる低炭素機器導入を促進

中長期的収益拡大を目指し環境を考慮することで、投資や融資が増加



環境情報



環境経営に
取り組まない企業

投資家等に環境情報が活用されるようにするため「環境情報開示システム」を運用

金融を通じ企業行動が
環境配慮型へ変化



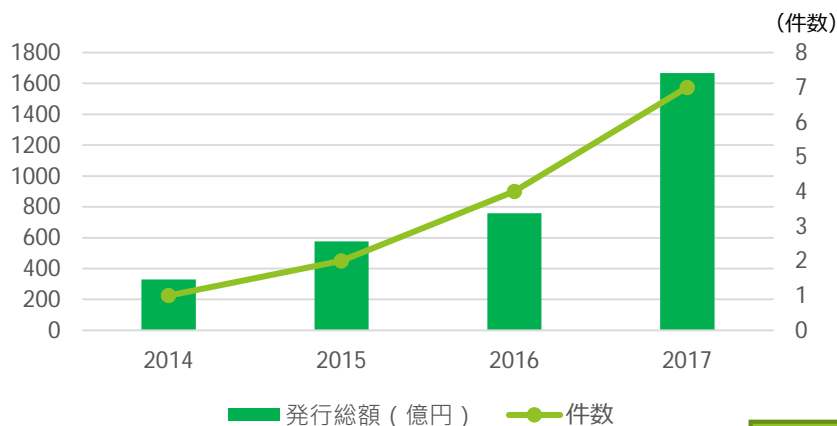
環境経営に取り組む企業
環境関連事業に取り組む企業

- ✓ 地域における低炭素PJ（再エネ事業等）をグリーンファンドからの出資により支援。民間金融機関等からこうしたPJへの資金を呼び込む。
- ✓ グリーン金融商品（グリーンボンド、再エネファンド等）について、情報発信（グリーン投資検討会、グリーンボンドガイドライン、グリーンボンド発行モデル事例創出）

グリーンボンドガイドライン2017年版 策定の背景・目的

- ・「2度目標」やSDGsの達成のためには、グリーンプロジェクトに対する巨額の投資が必要
- ・これを全て公的資金で賄うことは現実的でなく、大量の民間資金の導入が必要
- ・民間資金をグリーンプロジェクトに導入するためのツールとして、グリーンボンドは有効

日本におけるグリーンボンドの発行件数推移



最近の国内企業等によるグリーンボンドの主な発行事例

発行時期	発行体等	発行金額
2017/10	三井住友FG	5億ユーロ
2017/10	みずほFG	5億ユーロ
2017/10	東京都	100億円 (機関投資家向)
2017/11 (予定)	鉄道・運輸機構	200億円

グリーンボンドの国内でのさらなる普及を目指す必要 2

グリーンボンドガイドライン2017年版 策定までの経緯

グリーンボ
ンドに関す
る検討会

2016.10～

グリーンボンドに
係る学識者、実務
経験者(発行体、投
資家、証券会社等)
で構成

2016.12

グリーンボン
ドに関する意
見交換会

欧米市場関係者
と検討会委員と
の間で意見交換

パブリック
コメント

2017.1～
2017.2

第三者委員会

直接的な利害関
係のない立場の
知見者から検証

2017.2

グリーンボ
ンドガイド
ライン
2017年版策定

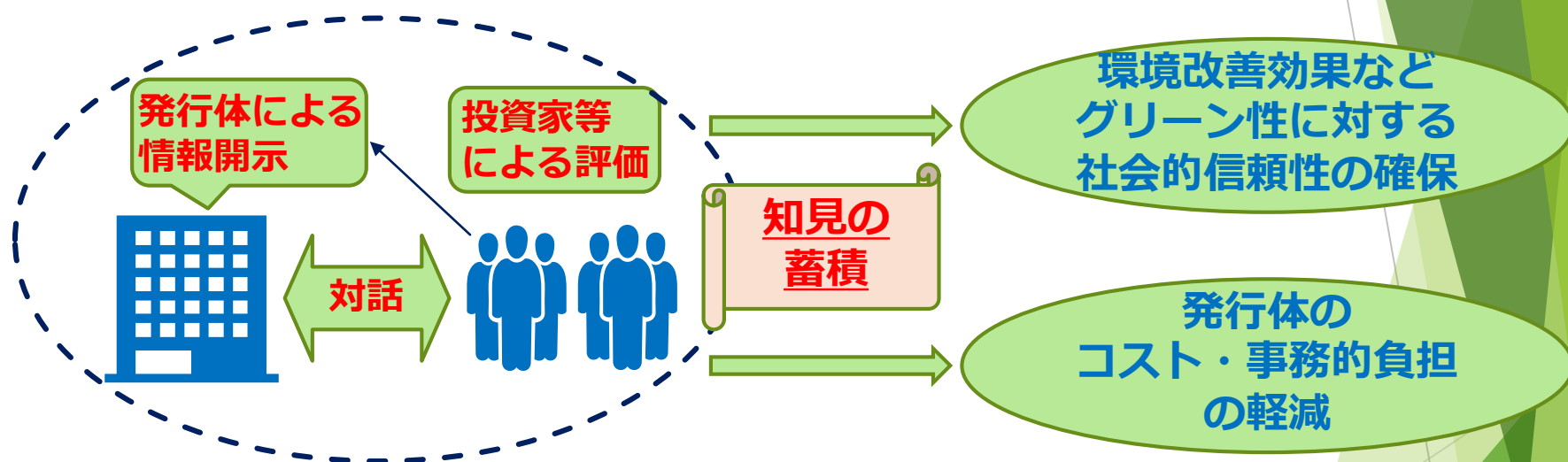
2017.3

グリーンボンドガイドライン2017年版 のポイント

1. 「グリーン性に関する信頼性の確保」と
「発行体のコスト・事務的負担の軽減」の両立
2. 「グリーンボンド原則」との整合性への配慮
3. 「実務担当者」向け

グリーンボンドガイドライン2017年版 のポイント

1. 「グリーン性に関する信頼性の確保」と 「発行体のコスト・事務的負担の軽減」の両立



- 発行体による十分な情報開示が重要。
- 発行体から開示された情報を、投資家をはじめとする市場関係者が評価し、双方の対話が行なわれることで、発行体の対応の多様性を確保しながら「グリーンウォッシュ」債券が市場に出回ることを防止。

グリーンボンドガイドライン2017年版 のポイント

2. 「グリーンボンド原則」との整合性への配慮

- ・本ガイドラインは、GBPとの内容の整合性に配慮して策定。
- ・本ガイドラインにおいて「べきである」と記載されている事項の全てに対応した債券は、国際的にもグリーンボンドとして認められるものと考えている。

本ガイドラインの構成

- 第1章 はじめに
- 第2章 グリーンボンドの概要
- 第3章 グリーンボンドに期待される事項と
具体的対応方法
 - 1. 調達資金の用途
 - 2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス
 - 3. 調達資金の管理
 - 4. レポーティング
 - 5. 外部機関によるレビュー
- 第4章 モデルケース
- 第5章 本ガイドラインの改定

各要素において以下のように整理し、
具体的対応方法を示している

✓「べきである」事項

...グリーンボンドと称する債券が
備えることを期待する基本的な
事項

✓「望ましい」事項

...採用を推奨する事項

✓「考えられる」事項

...例示、解釈

グリーンボンドガイドライン2017年版のポイント

3. 「実務担当者」向け ①

発行体、投資家その他の市場関係者の「実務担当者」が、グリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とする具体的対応の例などを示している。

調達資金の使途の具体例

- 再生可能エネルギー**
 - 再エネ発電・再エネ熱利用
 - 再エネ電気の需給調整、貯蔵等を行う事業 等
- 省エネルギー**
 - ZEH、ZEB等省エネ性能の高い建築物の新築・建築物省エネ改修 等
- 汚染の防止と管理**
 - サーキュラー・エコノミーの実現に資する事業
 - 有害化学物質の排出抑制 等
- 自然資源の持続可能な管理**
 - 持続可能な農業、漁業、林業
 - 総合的病害虫、雑草管理 (IPM) 等
- 生物多様性保全**
 - 沿岸、海洋、河川流域環境の保護
 - 里山や里海の保全 等
- クリーンな運輸**
 - 電気自動車や水素自動車等の開発、製造、インフラ整備
 - 物流システム効率化 等
- 持続可能な水資源管理**
 - 水循環の保全
 - 洪水緩和対策 等
- 気候変動に対する適応**
 - 都市インフラの防災機能強化 等
- 環境配慮製品、製造技術、プロセス**
 - 環境配慮型製品等の開発、導入
 - 省資源包装、配送 等

モデルケース

- <case 2>**
再エネ事業や省エネ事業に融資を行う金融機関が、融資の原資を調達するケース
- <case 5>**
自動車メーカーのグループ企業である金融会社が、低公害車の購入者向けの融資に係る融資債権を信託スキームを活用して証券化し、資金を調達するケース
- <case 6>**
再生可能エネルギー事業、気候変動への適応事業としての治水事業、廃棄物処理事業等を行う地方自治体が、これらの事業の資金を調達するケース

チェックリスト

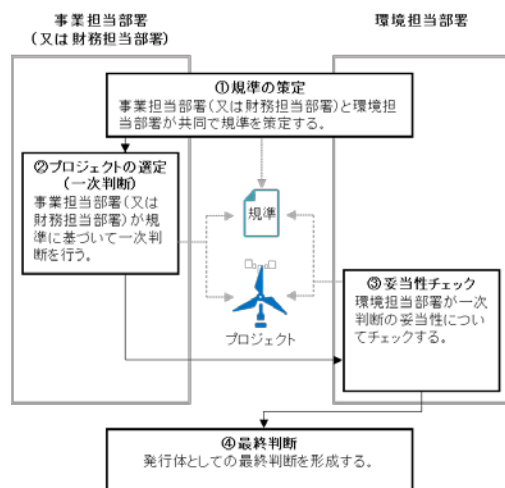
3. 調達資金の管理		
✓調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。	3-①	べきである
✓グリーンボンドが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的に調整を行うべきである。	3-②	べきである
✓調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。	3-③	べきである
✓調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。	3-④	望ましい
✓未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。	3-⑤	べきである
✓未充当資金の運用方法は、安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。	3-⑥	望ましい

グリーンボンドガイドライン2017年版 のポイント

3. 「実務担当者」向け ②

分かりづらい記述にはイメージ図を添付

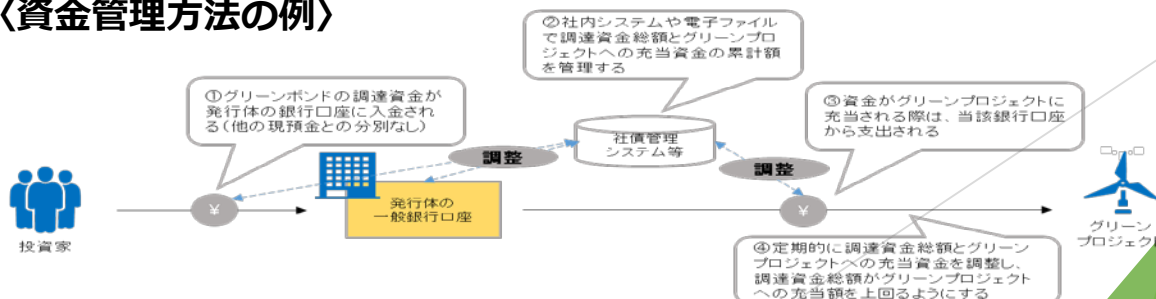
〈PJ選定プロセスの例〉



〈レポートニングの例〉

事業区分	具体的事業	件数	充当額	環境改善効果 (CO ₂ 削減効果)
再生可能エネルギーに関する事業	太陽光発電	〇〇件	●●億円	◎◎t-CO ₂ /年
	風力発電	〇〇件	●●億円	◎◎t-CO ₂ /年
	蓄電池の製造	〇〇件	●●億円	◎◎t-CO ₂ /年
	小計 (うちリファイナンス〇件)	〇〇件	●●億円	◎◎t-CO ₂ /年
省エネルギーに関する事業	省エネ性能の高い建築物の新築	△△件	▲▲億円	▽▽t-CO ₂ /年
	建築物の省エネ改修	△△件	▲▲億円	▽▽t-CO ₂ /年
	小計 (うちリファイナンス△件)	△△件	▲▲億円	▽▽t-CO ₂ /年
環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業	環境認証を取得する製品の製造	□□件	■■億円	◇◇t-CO ₂ /年
	小計 (うちリファイナンス□件)	□□件	■■億円	◇◇t-CO ₂ /年
合計 (うちリファイナンス〇件)		××件	××億円	××t-CO ₂ /年
未充当資金 (短期金融資産にて運用)			☆☆億円	

〈資金管理方法の例〉



グリーンボンドガイドライン2017年版 のポイント

3. 「実務担当者」向け ③

・ 読者のイメージを喚起できるよう、具体例を多く提示

- ✓ 調達資金の使途の例
 - ✓ プロジェクトのネガティブ効果の例
 - ✓ 「リファイナンス」に該当する場合の具体例
 - ✓ プロジェクトを評価・選定するための規準の例
 - ✓ プロジェクト評価・選定を行う際のプロセスの例
 - ✓ 調達資金の追跡管理方法の例
 - ✓ レポーティングにおける開示情報の例
 - ✓ 環境改善効果の指標の例
 - ✓ 環境改善効果の算定方法の例
- 等

グリーンボンドガイドライン2017年版 の概要

① 調達資金の用途

グリーンボンドガイドラインの考え方	GBP 2017の記述 (下線部分は2017年改正事項)
● 調達資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべき	調達資金がグリーンプロジェクトに使われることが、グリーンボンドとして肝要
● グリーンプロジェクトの環境改善効果は発行体が評価すべきであり、可能な場合には定量化することが望ましい	環境改善効果は発行体によって評価され、可能な場合には定量的に示されるべき
● 調達資金の用途を、目論見書などの法定書類その他の書類によって事前に投資家に説明すべき	証券に係る法的書類に適切に記載されるべき
● 調達資金がリファイナンスに使われる場合、リファイナンスに使われる金額又は割合や対象プロジェクト*等を投資家に説明することを推奨 (※事業内容、実施場所、実施時期やスケジュール等を含む)	調達資金がリファイナンスに使われる場合、その割合や対象プロジェクト*等に係る情報開示を推奨 (<u>※ "look-back period"に係る情報を含む</u>)
● グリーンプロジェクトがもたらすネガティブな効果の評価や、それに対する対応の考え方等を投資家に説明すべき	(記述なし)

グリーンボンドガイドライン2017年版 の概要

②プロジェクトの評価及び選定のプロセス

グリーンボンドガイドラインの考え方	GBP 2017の記述 (下線部分は2017年改正事項)
<ul style="list-style-type: none">●以下の概要を、事前に投資家に説明すべき<ul style="list-style-type: none">・グリーンボンドを通じて実現しようとする環境面での目標※1・プロジェクトが目標に合致すると判断するための規準※2,3・判断を行う際のプロセス <p>(※₁発行体の戦略等の中での位置づけを含む) (※₂評価・選定の際に利用・参照する基準や認証を含む) (※₃適格性判断のクライテリアだけでなく、ネガティブ効果を排除するためのクライテリアを設定する先進事例も存在)</p>	<p>以下の点※1を投資家に<u>明確に伝えるべき</u></p> <ul style="list-style-type: none">・環境面での持続可能性に係る目標・プロジェクトの適格性を判断するプロセス・適格性についてのクライテリア※2,3 <p>(※₁<u>併せて、これらを発行体の包括的な目標等の中に位置づけることを推奨</u>) (※₂<u>併せて、選定の際に参照する基準や認証に係る情報開示を推奨</u>) (※₃<u>「(環境面・社会面からの)排除クライテリア」を含む</u>)</p>

グリーンボンドガイドライン2017年版 の概要

③ 調達資金の管理

グリーンボンドガイドラインの考え方	GBP 2017の記述 (下線部分は2017年改正事項)
● 調達資金の全額について、適切な方法により追跡管理されるべき	調達された資金の手取額 <u>又はそれと同等の金額</u> は、適切な方法で追跡されるべき
● 償還までの間、グリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が調達資金の合計額と整合するよう、定期的に調整を行うべき	償還までの間、調達資金の残高が適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、定期的に調整すべき
● 調達資金の追跡管理の方法について、投資家に説明すべき	発行体の投融資に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべき
● 未充当資金の運用方法について、事前に投資家に説明すべき	未充当資金の運用方法を投資家に知らせるべき

グリーンボンドガイドライン2017年版 の概要

④レポーティング

グリーンボンドガイドラインの考え方	GBP 2017の記述 (下線部分は2017年改正事項)
<ul style="list-style-type: none">● 調達資金の使用に関する最新情報を一般に公表すべき● 全ての資金が充当されるまでは年1回以上、全資金充当後も大きな状況の変化があれば必要に応じて、資金の使用状況※を開示すべき (※プロジェクトのリスト、プロジェクトの進捗状況や環境改善効果、未充当資金の金額・運用方法等を含む)	<p>全ての調達資金が充当されるまで（その後においても状況の変化があれば必要に応じて）、調達資金に係る情報を毎年作成し、保存すべき</p>
<ul style="list-style-type: none">● 環境改善効果の開示に当たっては、「目標」「規準」との整合性やプロジェクトの性質に応じた適切な指標を用いるべき 可能な場合には定量的な指標を用い、算定方法や前提条件とともに示すことが望ましい	<p>環境改善効果については、定性的なパフォーマンス指標を、可能な場合には定量的なパフォーマンス指標を使用してのレポーティングを推奨</p> <p>定量的なパフォーマンス指標を用いる際は、前提となる方法論や仮定と併せての情報開示を推奨</p>